

平成 22 年 5 月 25 日

公立大学法人山形県立米沢女子短期大学
理事長 遠 藤 恵 子 殿

公立大学法人山形県立米沢女子短期大学

監事 山 上 朗 ⑩

監事 五十嵐 正 明 ⑩

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、公立大学法人山形県立米沢女子短期大学の平成 21 年度（第 1 期事業年度 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）の業務について監査を実施いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、役員会その他重要な会議に出席するほか、理事長並びに本学関係者等から事業の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧するとともに、大学において業務及び財産を監査致しました。また、財務諸表、決算報告書及び事業報告書の内容につき説明を受け、検討を加えました。

2. 監査の結果

- （1）財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- （2）決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- （3）事業報告書は、公立大学法人山形県立米沢女子短期大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。

以上